

大和市告示第67号

大和市高齢者入浴サービス実施要綱を廃止する要綱を次のように定める。

平成29年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市高齢者入浴サービス実施要綱を廃止する要綱

大和市高齢者入浴サービス実施要綱（平成19年大和市告示第13号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。